社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第１５回）
令和４年６月１７日　資料２

被保護者に対する自立支援のあり方について

１．自立支援プログラムについて

生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」について

背　景

○ **生活保護制度の目的**
- 最低生活の保障（保護費の支給）
- **自立の助長**

○ **自立支援プログラム導入の背景**
- 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ **生活保護における自立の概念**
- 経済的自立　→ 就労　等
- 日常生活自立 → 入院から在宅復帰　等
- 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加　等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ **経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的**

概要

○ 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定

○ 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- 経済的自立：就労による経済的自立等
  （例） 稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
  （例） 精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
  （例） 高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ

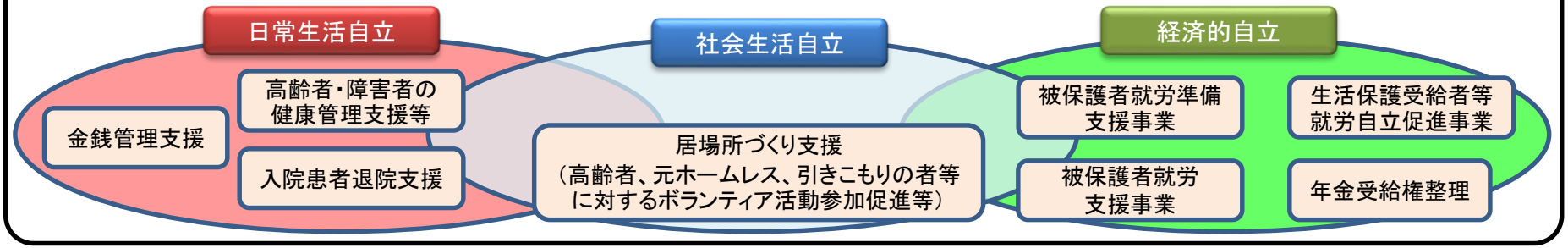

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書（平成16年12月15日）（抜粋）①

○　自立支援プログラムについては、平成16年12月、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会において取りまとめられた報告書において、以下のとおり提言されている。

第１　生活保護制度の見直しの方向性について

３　制度見直しの基本的視点

生活保護制度の見直しに際しては、上に述べた制度見直しの背景及び近年の生活保護の動向を十分踏まえた上で、大きく変貌しつつある今日の国民生活に適合した制度の在り方を検討することが必要である。

その際、本委員会は、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という方向の下に検討を進めてきた。すなわち、生活保護制度の在り方を、国民の生活困窮の実態を受けとめ、その最低生活保障を行うだけでなく、生活困窮者の自立・就労を支援する観点から見直すこと、つまり、被保護世帯が安定した生活を再建し、地域社会への参加や労働市場への「再挑戦」を可能とするための「バネ」としての働きを持たせることが特に重要であるという視点である。この結果、被保護者は、自立・就労支援施策を活用することにより、生活保護法で定める「能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努める義務」を果たし、労働市場への積極的な再参加を目指すとともに、地域社会の一員として自立した生活を送ることが可能になる。なお、ここで言う「自立支援」とは、社会福祉法の基本理念にある「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」を意味し、就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）をも含むものである。

他方、生活保護制度の「最後のセーフティネット」としての独自の役割は、自らの能力・資産の活用及び他法他施策を優先してもなお最低生活を維持できない者に対して保護を適用するという生活保護法上の「補足性の原理」と表裏一体である。また、生活保護は、日常生活のほか、住宅や医療等の各分野を一体的に最低生活として保障する制度である。このことから、保護の適用前や保護からの脱却直後の低所得者が、個別の分野の支援を必要とする場合については、他の低所得者施策の充実強化に依るべきところが大きいと考える。

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書（平成16年12月15日）（抜粋）②

第３　生活保護の制度・運用の在り方と自立支援について

１　自立支援の在り方について

（１）自立支援プログラムの導入

ア　自立支援プログラム

生活保護制度を「最後のセーフティネット」として適切なものとするためには、(1)被保護世帯が抱える様々な問題に的確に対処し、これを解決するための「多様な対応」、(2)保護の長期化を防ぎ、被保護世帯の自立を容易にするための「早期の対応」、(3)担当職員個人の経験や努力に依存せず、効率的で一貫した組織的取組を推進するための「システム的な対応」の３点を可能とし、経済的給付に加えて効果的な自立・就労支援策を実施する制度とすることが必要であると考えられる。

このためには、被保護世帯と直接接している地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして自立・就労支援のために活用すべき「自立支援プログラム」を策定し、これに基づいた支援を実施することとすべきである。具体的には、

(1)　地方自治体が、地域の被保護世帯の抱える問題を把握した上で、自主性・独自性を生かして重層的かつ多様な支援メニューを整備し、被保護世帯の問題に応じた自立支援プログラムを策定

－　就労による経済的な自立を目指す就労自立支援のみならず、被保護世帯が地域社会の一員として自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活自立支援、社会生活自立支援の観点からのメニューも十分に整備することが重要である。

(2)　被保護者は、生活保護法に定める勤労・生活向上等の努力義務を実現する手段の一つとして、稼働能力を始めとする各被保護者の状況に応じたプログラムに参加するとともに、地方自治体はプログラムに沿った支援を実施

－　被保護者の積極的な取組を求めるという観点から、参加すべきプログラムの選定に際しては、その内容及び手順を明確に提示した上で、被保護者の同意を得ることを原則とすることにより、自立支援プログラムは被保護者が主体的に利用するものであるという趣旨を確保する必要がある。

(3)　地方自治体は被保護者の取組状況を定期的に評価し、必要に応じて被保護者が参加すべきプログラムや支援内容の見直しを行う

－　取組状況が不十分で改善の必要があると評価される場合には、その理由を十分把握し、現在参加しているプログラム自体が被保護者にとって適当か否かについてよく検討する。

－　定期的かつ必要なプログラムの見直し等にもかかわらず、取組状況が不十分な場合や、被保護者が合理的な理由なくプログラムへの参加自体を拒否している場合については、文書による指導・指示を行う。

－　それでもなお取組に全く改善が見られず、稼働能力の活用等、保護の要件を満たしていないと判断される場合等については、保護の変更、停止又は廃止も考慮する。

ただし、保護の変更、停止又は廃止を行う場合は、自立支援プログラムがあくまで被保護世帯の生活再建を目的とするものであること、また、生活保護は最後のセーフティネットであることを十分考慮する。また、保護の変更、停止又は廃止に関する要件や手続等を可能な限り明確化しておく必要がある。

なお、生活保護の適用に至らない低所得者や保護の廃止直後の者等、経済的に不安定な状態の者に対しては、これまで自立・就労に向けて具体的に活用できる支援メニューが体系的にまとめられていなかったことから十分な支援が行われなかった点も否定できない。自立支援プログラム導入後は、これらの者に対しても同プログラムへの参加を助言し、効果的な自立・就労支援を行うことができることとなるものであり、その積極的な活用が望まれる。

こうした自立支援プログラムの導入によって、(1)被保護世帯の生活の質が向上するとともに、(2)生活保護制度に対する国民の理解を高めるなどの効果も期待される。

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書（平成22年７月23日）（抜粋）

○　上記報告書において、生活保護受給者に対する自立支援にあたっての考え方等が示され、例えば、自立の三つの概念の関係性、「働くこと」の意味、当事者性を尊重した支援の在り方等が明示。

5 社会的な居場所の確保と新しい公共との協働を促進するために

（１）考え方

① 自立支援のあり方

生活保護制度は、最低限度の生活の保障とともに自立の助長を図ることを目的とする制度であり、生活保護受給者に生活保障を行うとともに、それぞれの置かれている状況を把握し、自立支援を行うことが求められている。

自立とは、就労による経済的自立（経済的自立）のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立（社会生活自立）の三つの概念を含んだものである。これら三つの自立は並列の関係にあるとともに、相互に関連するものである。

本研究会での主眼の一つである稼働年齢層の者に対する就労支援についても、生活保護受給者の状況に応じて、就労支援のみならず、まずは日常生活支援や社会生活支援などに結びつけていくという理解が重要である。

また、子どもへの支援についても、ただ学力向上や進学のみを目的とするのではなく、子どもが社会とのつながりを持ち、自分の居場所を実感できるような支援を行っていくことが重要である。

自立支援を行うに当たっては、生活保護受給者が主体的に自立に向けて取り組むことを念頭に置き、生活保護受給者の意思を尊重して、個々の状況に即した自立を目指す支援を行う必要があるとともに、自立に向かって取り組むことを側面から支えるという考えが必要となる。

② 多様な「働き方」の考え方

ア 「働くこと」（労働）の意味

一般的に、私たちは、「働くこと」（労働）を通して、社会に必要なモノ・サービスを作り出し、それらを消費（購入）することによって個人の生命や生活、そして文化、社会を支えている。また、「働くこと」（労働）を通して、人と人、人と社会のつながりを持つとともに、さらに、「働くこと」（労働）を通して、自己実現（やりがい、達成感、創造）を図っている。

イ　多様な働き方

「働くこと」（労働）については、労働市場を経由し労働に参加するという有給労働（ペイドワーク）と、労働市場を経由せずに労働に参加するという無給労働（アンペイドワーク）など、多様な働き方がある。

これまで、稼働年齢層にある生活保護受給者に対しては、ペイドワークに就くことを目的とした就労支援に先行して取り組んできた。

一方で、生活保護受給者の状況によっては、ペイドワークに就くことだけを目標とするのではなく、

- 仕事（一般就労）に就く前段階の就業体験・技能修得や社会的（福祉的）就労などのアンペイドワークを通して、段階的に就労に向けたステップを踏んでいくことの効果
- ボランティア等を通じた社会参加の機会を作り、生活保護受給者が自尊感情や他者に感謝される実感を高めていくことにより、生活保護受給者自身が元々持っている力が発揮できるという効果

があるなど、アンペイドワークにも大きな意義があるということについても、各地方自治体における自立支援の取組において明らかになりつつある。

③ 当事者性を尊重した支援の在り方

生活保護受給者の支援に当たっては、個々の違いを出発点とし、できる限りその意欲や自立性を高めていくという視点が重要である。

このためには、生活保護受給者個人の置かれている状態や意識に着目し、それぞれの持つ思い、不安、希望などを十分に受け止めることが求められる。さらに、プログラムの参加にあたっては、生活保護受給者の希望を尊重し、説明責任を果たすとともに、生活保護受給者が選択できるよう、個々のニーズに即したプログラムの開発をしていくことも大事である。さらに、生活保護受給者の保護に留意すること、評価システム（生活保護受給者による評価、支援者による評価、第三者による評価）の導入を図ること等が必要であるが、評価システムは生活保護受給者自身の成長や変化について着目するものであり、他者との比較にならいよう留意する必要がある。

なお、稼働能力を有する人に対する就労支援に当たっては、画一的な指導により精神状態を悪化させ、かえって自立から遠ざかるようなことはあってはならないことであり、生活保護受給者の精神状態への配慮も不可欠である。

（後略）

自立支援プログラムの導入とその後の経緯等

○　自立支援プログラムの導入とその後の経緯等については、以下のとおり。

年月	項目	内容等
平成16年12月	社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書	生活保護制度自立支援プログラムの導入が提言
平成17年３月	○平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について（都道府県等あて通知） ○自立支援プログラム導入のための手引（案）について（都道府県等あて事務連絡）	以後、都道府県課長会議等において周知・徹底。 ・平成18年度の運用方針として、全自治体で自立支援プログラムを少なくとも１つ策定 ・平成19年度の運用方針として、全自治体で、就労支援に関するプログラムの策定、生活保護受給者等就労支援事業の積極的活用、稼働能力判定会議の設置
平成22年７月	生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書	自立支援にあたっての考え方等を整理
平成25年３月	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（都道府県等あて通知）	－
平成25年12月	生活保護法等の一部を改正する法律の公布	就労自立給付金の創設（平成26年７月施行）、被保護者就労支援事業（必須事業）の法定化（平成27年４月施行）
平成27年３月	被保護者就労準備支援事業の実施について	被保護者就労準備支援事業の予算事業化
平成30年３月	被保護者家計改善支援事業の実施について	被保護者家計改善支援事業の予算事業化
平成30年６月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布	被保護者健康管理支援事業（必須事業）の創設（令和３年１月施行）

（参考）
○平成25年12月　生活困窮者自立支援法の公布
　→　生活困窮者自立相談支援事業（就労支援を含む。）（必須事業）、生活困窮者就労準備支援事業・生活困窮者家計相談支援事業（それぞれ任意事業）等の法定化（平成27年４月施行）
○平成30年６月　生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の公布
　→　生活困窮者就労準備支援事業・生活困窮者家計改善支援事業の実施の努力義務化等

自立支援プログラムの基本方針等について①
（導入の趣旨、自立支援プログラムの策定の流れ）

○　平成17年３月、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（都道府県あて通知）を示し、都道府県等に対し、自立支援プログラムによる自立支援の積極的な取組を促した。

自立支援プログラム導入の趣旨

○　被保護世帯が抱えている問題は多様
　→　傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、ＤＶ、虐待、多重債務、元ホームレスなど
○　社会的きずなが希薄
　→　相談に乗ってくれる人がいない
○　保護の受給期間の長期化
○　保護の実施機関において、上記問題の多様化や被保護世帯数の増加により、十分な支援が行えない状況

➡ ***上記のような状況を踏まえ、経済的給付に加え、組織的に自立を支援する制度への転換を目的***

自立支援プログラムの策定の流れ

①　管内の被保護者の状況把握

- 管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握
- その際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化

②　個別支援プログラムの整備

- それぞれの類型ごとに明確化された自立支援の方向性について、支援の具体的な内容、実施の手順等を定めた個別支援プログラムとして整備
- 経済的自立のみならず、社会生活自立及び日常生活自立の支援に関する個別支援プログラムも整備することにより、多様な対応が可能となるよう留意
- 他法他施策その他の地域の社会資源を積極的に活用

③　自立支援プログラムによる支援の手順の策定

- 必要に応じて、被保護者の実情把握、個別支援プログラムの選定、被保護者への説明、支援状況の記録、定期的な評価等を定める

自立支援プログラムの基本方針等について②（自立の概念）

○　被保護者が自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱え、課題も多様化している状況も踏まえ、自立支援プログラムは、就労による**経済的自立（就労自立）**のためのプログラムのみならず、**「日常生活自立」**や**「社会生活自立」**を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応。

自立の概念

○　**経済的自立**（※）　（※）平成17年当時は就労自立とされていた

- 就労による経済的自立

○　**日常生活自立**

- 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること

○　**社会生活自立**

- 社会的な生活を回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

（参考）自立支援プログラム導入のための手引（案）（平成17年３月31日　事務連絡）（抜粋）

別紙

第１　自立支援プログラム導入の趣旨

３　自立支援プログラムの内容

（前略）

例えば、就労自立は、日常生活自立及び社会生活自立の達成・維持を前提とする場合が多い。稼働年齢層で雇用情勢が良好な地域に居住している被保護者であっても、昼夜が逆転した生活を送るなど日常生活が乱れている場合には、直ちに就労活動を行い、実際に就労することは非常に困難であろう。このような場合にはまず日常生活自立を目指して規則正しい日常生活を実現し、さらに対人関係で様々な問題がある場合にはこれを改善して社会生活自立を実現した上で、就労自立を目指すことが適切であり、実施機関においてはそのそれぞれの段階に応じた支援を実施する必要がある。

また、高齢者等の場合であっても、生活習慣病にり患している場合などには、疾病を軽減させ、日常生活を自立で送ることが自立目標となり、実施機関は生活習慣の改善のための支援等を提供することとなる。

自立支援プログラムの基本方針等について③（個別支援プログラムの整備）

○　被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等類型ごとに分け、その類型ごとに明確化された自立支援の方向性について、支援の具体的な内容、実施の手順等を内容とする個別の支援プログラム（個別支援プログラム）として整備。以下、平成17年当時、国をおいて類型化し、参考として示していた個別支援プログラムの例。

福祉事務所における就労支援プログラム

○対象者：就労経験がなく自信がない等のため就労意欲が十分でない者　等
○支援例：
①担当ケースワーカー、専任の職員等により、継続的かつきめ細やかな就労相談、就労意欲の喚起、公共職業安定所への同行訪問による適職探し等を実施
②協力事業所による職場訓練により、就労経験を積ませるとともに、就労意欲の維持・向上を図る
③生活扶助の活用等により民間教育訓練を受講

社会参加活動プログラム

○対象者：
・稼働能力を有せず、近隣、親族等との交流が希薄で、地域社会との交流が必要と考えられる者
・遊興場等に頻繁に通い浪費の傾向がみられる等、日常生活が乱れ、生活の維持、向上等の義務を果たしていないと考えられるもの
・稼働能力を有するが、昼夜逆転等日常生活の乱れがあり、直ちに就労することが困難と判断されるもの
○支援例：
①社会福祉協議会を通じ、地域貢献活動を受け入れる社会福祉施設等に依頼し、地域貢献活動へ参加させる
②社会福祉協議会が自ら実施する地域貢献活動に参加させる

生活習慣病患者健康管理プログラム

○対象者：生活習慣病にり患し、医療扶助を受けている者であって、生活習慣の改善が必要と考えられるもの
○支援例：
①担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士等を同行させ、生活指導、服薬指導、運動指導、栄養指導等を行う
②服薬、食事、運動等の記録をつけさせ、報告を求める

福祉事務所における若年者就労支援プログラム

○対象者：中学卒、高等学校中退等の若年者　等
○支援例：
①担当ケースワーカー、専任の職員等により、継続的かつきめ細やかな就労相談、就労意欲の喚起等を実施
②専門機関の利用を助言、指導
③生業扶助の活用により高等学校、専修学校へ進学させる

日常生活意欲向上プログラム

○対象者：「ひきこもり」の回復途上、うつ病等により、日常生活における自立意欲に欠ける者　等
○支援例：
①福祉事務所において、精神保健福祉士等を精神障害者等自立支援員として雇用し、カウンセリングを実施
②保健所等を通じて、精神科デイケア、地域活動支援センター、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、参加させる

元ホームレス等居宅生活支援プログラム

○対象者：
・元ホームレスであって、居宅生活の維持・継続に不安がある者
・精神病院を退院した元長期入院患者や、精神病院への入退院を繰り返す者で、居宅生活の維持・継続に不安がある者
○支援例：
①民生委員、社会福祉協議会を通じたボランティア等による定期的な家庭訪問により、必要な見守りを実施
②担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士等を同行させ、生活指導、服薬指導、栄養指導等を行う
③救護施設のショートステイ事業の活用により、一時的に不安定になった精神状態を安定させる
④救護施設通所事業、障害福祉サービス等を利用させる

精神障害者就労支援プログラム

○対象者：精神障害等により直ちには通常の就労が困難と考えられる在宅の精神障害者　等
○支援例：
①障害福祉サービス（就労系サービス）等の活用により、必要な訓練を実施
②地域障害者職業センターを通じ、ジョブコーチの支援等を受け、通常雇用に移行
③公共職業安定所との連携を通じ、試行雇用の活用により雇用の確保

高齢者健康維持・向上プログラム

○対象者：高齢者であって、心身の健康を損ないつつある、社会とのつながりが欠ける等と考えられるもの　等
○支援例：
①民生委員、社会福祉協議会を通じたボランティア等による定期的な家庭訪問により、必要な見守りを実施
②担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士を同行させ、生活指導、栄養指導等を行う
③社会福祉協議会を通じた地域貢献活動の紹介、社会教育担当部局を通じた生涯学習の機会の紹介等により、社会とのつながりの維持・向上を図る
④介護予防事業の活用

「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム

○対象者：精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば、退院可能である者
○支援例：
①精神障害者退院促進支援事業を活用し、退院のための訓練を実施
②担当ケースワーカーは、当該事業の支援員の協力を得て、退院先の確保等を行う

自立支援プログラムの基本方針等について④
（自立支援プログラムによる支援の手順（自立計画書の作成））

○　被保護者とともに、自立目標等を設定し、個別支援プログラムを選定。
○　実施機関が必要と認める場合、自立計画書を作成。個別支援プログラムの内容によっては、自立計画書の策定を省略し、又は簡便な方式により実施することも可能。

①　被保護者本人による自立目標等の設定

- 被保護者本人から、希望する将来の自己の在り方と自己の現状について聴取し、希望する将来像の実現を阻害している要因について自ら認識させることにより、被保護者の自立の必要性の自覚や自立意欲の喚起に努める。
- 上記を踏まえ、被保護者に、具体的な自立目標とその達成期限、当該自立目標の達成のために必要な個別の取組の計画とそれぞれの達成期限について設定。自立計画書を作成する場合には、自立計画書に記入。
- 実施機関は、整備した個別支援プログラムの内容を説明し、被保護者の自立目標、取組の計画等の設定を補助。この際、自立目標は中長期的なものとするが、個別の取組については個別支援プログラムのリスト等を参照させるなどしつつ、努力により数ヶ月程度で達成可能な具体的なものとなるよう適切に助言。

②　実施機関による個別支援プログラムの選定

- 実施機関において、被保護者の自立目標・取組の計画等に対応する適切な個別支援プログラムを選定。

③　自立目標、個別支援プログラム等の見直し

- 自立目標、達成時期、取組の計画、個別支援プログラム等については、被保護者の取組状況の評価等に基づき、定期的又は随時に見直し、又は追加。

自立計画書

福祉事務所長　殿

○年○月○日
氏名

目標
目標を達成するために取り組むこと

支援内容及び計画	支援実施状況	評価

（※）自立計画書の策定を省略し、又は簡便な方法で実施する場合であっても、個別支援プログラムの内容を被保護者に説明し、プログラムへの参加に被保護者の同意を得るとともに、プログラムへの参加状況等につき、ケース記録等に記録。

自立支援プログラムの基本方針等について⑤（実施体制の整備）

○　自立支援プログラムの策定・実施にあたって、福祉事務所における実施体制の整備として、「関係機関等の連携・協力」、「福祉事務所内での役割分担の明確化」、「都道府県等による実施機関等の支援」の取組を依頼。併せて、想定される関係機関の例も周知。

関係機関等（※）との連携・協力

○　関係機関との連携強化のため、以下のような取組に努める。

・　実施機関側の担当者や関係機関等側の担当者を定める等連絡体制を明確化

・　関係機関との間で双方の共通認識を高めるため等の定期的な情報交換の場を設けること等を検討

○　関係機関が都道府県単位で設置され、各実施機関が個別に関係機関との連絡体制の確立が困難な場合、都道府県が必要な調整を実施。

福祉事務所内での役割分担の明確化・組織的対応

○　自立支援プログラムの策定に当たっては、ケースワーカー、査察指導員、非常勤職員や嘱託職員等の役割・責任を明確化するとともに、業務手続に当たっての位置づけも明確化。

○　自立支援プログラムの策定のみならず、被保護者が取り組むべき個別支援プログラムの選定や定期的評価等に当たっては、ケース診断会議の開催等により組織的な対応・判断を行うなど、組織として自立支援に取り組む。

都道府県等による実施機関等の支援

○　都道府県は管内の実施機関が円滑に幅広い個別支援プログラムを整備できるよう、以下の必要な支援を行う。

・　個別支援プログラムのモデルを策定

・　個別支援プログラムに活用できる事業を企画・実施

・　自立支援に関連する他法他施策の情報提供

（※）関係機関等の主な例（平成17年当時）

○　就労支援・就職支援等
- 一般求職者向け
  - ➢　公共職業安定所　等
- 障害者向け
  - ➢　障害者就業・生活支援センター　等
- 高齢者向け
  - ➢　シルバー人材センター　等

○　職業能力開発
- ➢　職業能力開発校　等

○　地域保健施策
- ➢　保健所、市町村保健センター　等

○　障害者福祉施策
- ➢　身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所　等

○　精神保健
- ➢　精神保健福祉センター　等

○　児童相談所

○　母子家庭の母等施策
- ➢　婦人保護施設、婦人相談所　等

○　社会福祉協議会

自立支援プログラム策定率（令和２年度実績）

○　自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の895自治体（98.9%）で策定している。
○　そのうち、経済的自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は894自治体（全福祉事務所（905自治体）に占める割合98.8%、2,578プログラムとなっている一方で、日常生活自立・社会生活自立に関するプログラムを策定している自治体数及び策定プログラム数は経済的自立に関するものと比べ少ない状況。

自立支援プログラム等の取組状況調査（令和２年度実績）

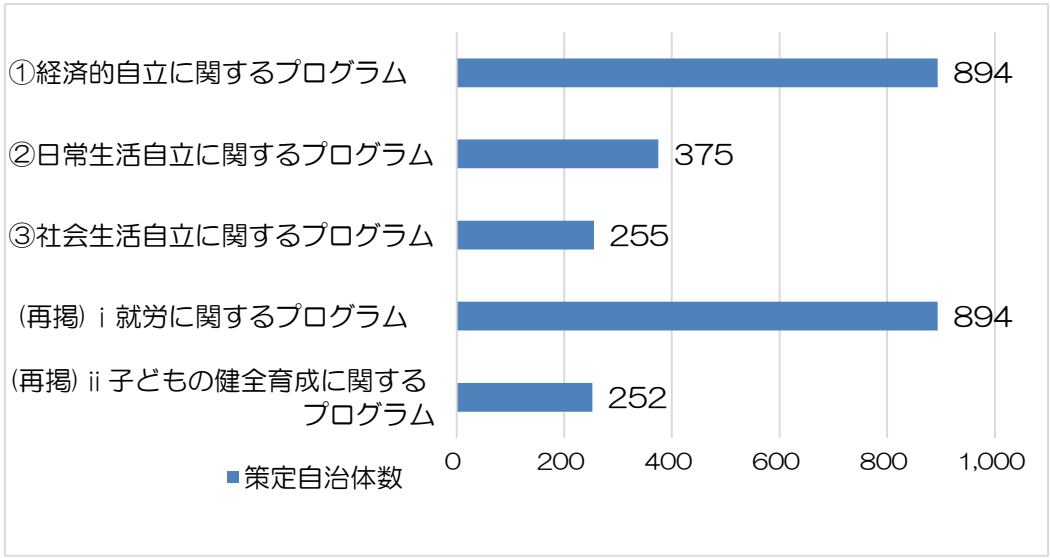

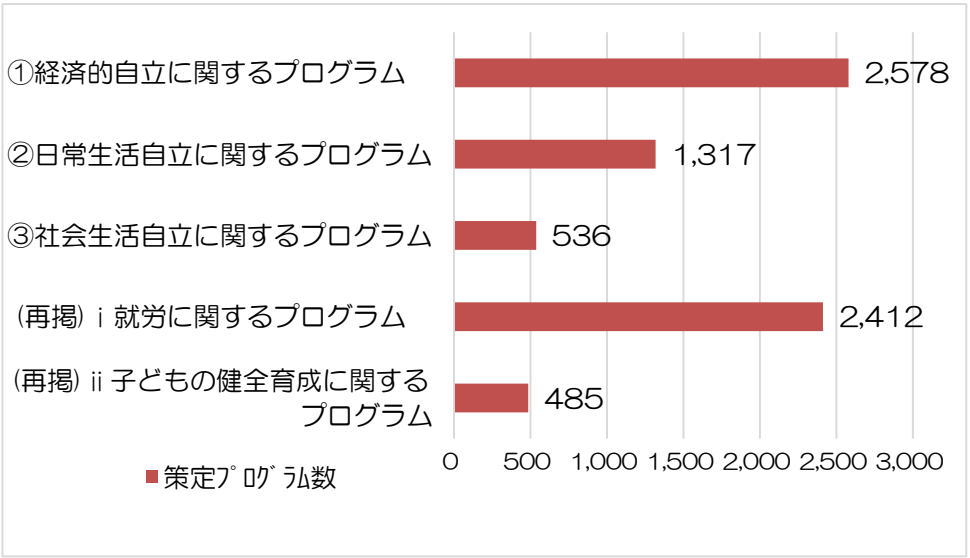

	策定自治体数(a)	策定ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ数	策定率(a/905)	参加者数(ｱ)	達成者数(ｲ)	達成率(ｲ/ｱ)
①経済的自立に関するプログラム	894	2,578	98.8%	257,569	96,248	37.4%
②日常生活自立に関するプログラム	375	1,317	41.4%	239,359	96,633	40.4%
③社会生活自立に関するプログラム	255	536	28.2%	44,355	30,517	68.8%
（再掲）ⅰ就労に関するプログラム	894	2,412	98.8%	169,558	71,710	42.3%
（再掲）ⅱ子どもの健全育成に関するプログラム	252	485	27.8%	36,340	24,355	67.0%

①経済的自立に関するプログラム
　「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計
②日常生活自立に関するプログラム
　日常生活自立に関するプログラムの合計
③社会生活自立に関するプログラム
　社会生活自立に関するプログラムの合計
（再掲）ⅰ就労に関するプログラム
　「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、査察指導員・ケースワーカーのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計
（再掲）ⅱ子どもの健全育成に関するプログラム
　母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもの学習・生活支援事業」を活用して支援を行うもの、（学習・生活支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

自立支援プログラム策定数・実施状況リスト（令和２年度実績）

プログラム内容	プログラム策定数	プログラム実施状況	
	R3年3月末	参加者数（A）	達成者数（B）
（経済的自立に関する個別支援プログラム）			
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	884	46,288	25,811
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの	876	74,606	26,386
「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの	333	19,304	7,171
上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの。	84	6,810	3,411
ＳＶ・ＣＷのみで就労支援を行うもの	176	17,444	6,795
資格取得に関して支援を行うもの	59	5,106	2,136
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	117	84,087	23,755
その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	49	3,924	783
（日常生活自立に関する自立支援プログラム）			
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	149	4,818	1,871
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	61	6,453	1,791
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	47	4,523	1,798
適切な障害福祉サービスの利用を支援するもの	69	3,732	1,872
生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うもの	99	26,352	7,253
薬局と連携した服薬管理・服薬指導を行うもの	8	719	683
居宅介護支援計画点検等の充実（適切な介護サービスの利用支援）を行うもの	27	74,786	4,694
在宅高齢者の日常生活を支援するもの	119	33,813	20,847
在宅障害者の日常生活を支援するもの	101	9,237	4,061
母子世帯の日常生活を支援するもの	63	1,804	1,060
多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	266	7,830	2,088
金銭管理の支援を行うもの	111	8,889	5,714
「居宅生活移行総合支援事業」を活用して行うもの	17	1,848	1,175
「社会的な居場所づくり支援事業」を活用して行うもの	12	373	254
「居住生活移行緊急支援事業」を活用して行うもの	27	5,289	1,872
（居場所づくり事業以外で、）アルコール依存、ギャンブル依存者等の日常生活を支援するもの	23	2,378	1,189
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	12	704	638
総合的に日常生活を支援するもの	64	41,571	36,728
その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	42	4,240	1,045
（社会生活自立に関する自立支援プログラム）			
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	48	3,565	2,821
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	93	7,555	4,926
元ホームレスに対して支援を行うもの	46	2,620	1,466
「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの。	205	14,865	10,089
（学習支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	124	12,116	8,280
その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	20	3,634	2,935

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。

個別支援プログラムの取組事例【日常生活自立①】

精神的な疾患が原因で安定した居宅生活が営めない者に対する支援

1 事業の目的

○　精神的な疾患が原因で安定した居宅生活が営めない者に対し必要な支援を行うことにより、自立阻害要因の緩和を図り、被保護者等及び生活困窮者の自立を助長することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

※**委託**により事業を実施

①　支援対象者の選定

▶居宅生活安定化自立支援検討会において決定。

↓

②　支援の開始

▶地区担当員及び支援員は、対象者に対し、自立に向けて支援を行なう旨の説明を行い、原則同意を得て支援を行う。

↓

③　支援方針、支援計画の作成

▶支援員は、支援対象者について地区担当員と協議し、支援方針、支援計画を作成する。

ア　精神保健福祉士の資格を有する者。
イ　保健師又は看護師の資格を有する者。
ウ　医師の資格を有する者。

↓

④　支援実施

▶専門知識を有する精神保健福祉士等による受診困難な者への医療への繋ぎ、精神的に不安定な者に対する相談・支援、ひきこもり状態及び認知症等で社会的自立を阻害されている者に対する生活支援、退院後の必要な支援

3 特筆すべき点

○　居宅生活安定化自立支援検討会が、生活保護担当課長、精神科医、支援担当主査及び生活支援員(委託を受けた事業者の職員でこの支援に携わる者)により構成され、原則として毎月開催され、情報共有を図っている。

○　支援員は、支援対象者について地区担当員と協議し、支援方針、支援計画を作成している。

↓

行政と医療が連携し支援に当たっている

個別支援プログラムの取組事例【日常生活自立②】

いきがい・健康保持及び安全な生活に関する支援

1 事業の目的

○　被保護者が自立した地域生活を送るための支援を実施することで、被保護者の自立を助長する。

2 事業の概要・スキーム

※**委託**により事業を実施

○　**支援対象者**

生活保護法による保護を受けている者のうち、実施機関において支援を必要と認めた者

○　**実施方法**

受託者は、対象者と一緒に支援計画を作成する。（支援計画の内容：①現在の課題、②対象者の主訴、③将来的な目標、④③に向けての参加講座、⑤連携が想定される支援機関の検討、⑤直近3か月間の目標設定、⑥当面6か月間の目標設定、⑦必要とされる社会資源）

→支援終了後、支援による効果を測定する。

○　**支援内容**

①　正しい食習慣及び食を理解する講習

▶管理栄養士監修のもと、季節に合わせた献立、簡単に出来るおかず、野菜の買い方等を学び、献立を考え、実際に調理を行う。買物にあたっては地元商店を利用し、コミュニケーションを取りながら、地域と顔見知りになる。

②　自己表現の方法、コミュニケーションを取得するための講習

▶テーマや課題に沿い、読書会・朗読会を実施する。地域図書館の活用等により、外出意欲を促す。その他、自分史作成講座、外国語講座、和文化教室、ハンドメイド教室、歌声サロンがある。

③　健康保持等を目的とした実践的な講座

▶フレイル予防教室などを実施。

④　防災に対する知識、技術及び行動力を取得するための実践的な講習

▶防災教室、ＡＥＤ講習等を実施。

3 特筆すべき点

○　多くの講座を設けることで、対象者個人の生活状況に応じてきめ細やかに支援を行うことができる。

○　支援計画を立てるに当たって必要に応じて実施機関と受託者との会議が開催されている。

個別支援プログラムの取組事例【日常生活自立③】

傷病等により就労困難な者に対する日常生活安定への支援

1 事業の目的

○　傷病等により稼働能力の活用が困難な生活保護受給者・あきらかな傷病はないものの外出や社会参加が著しく困難な生活保護受給者等に対し、活動の場、相談の場を提供し、そこでの活動を通じて生活リズムの安定、生活の充実、社会生の向上、病状の改善、適正な医療の受診をはかり、自立した日常生活を営めるように支援する。

2 事業の概要・スキーム

※**委託**により事業を実施

○　**支援対象者**

生活保護受給中の稼働年齢層の者で、傷病や生活状況を鑑み、現時点で、就労実現が困難と福祉事務所が判断した者

○　**実施方法**

① 担当ケースワーカーが対象者を抽出、本事業への依頼票を査察指導員に提出
↓
② 査察指導員は、依頼票を点検し、自立支援係長に提出
↓
③ 係長は対象者と臨床心理士との面談を実施
↓
④ 検討会を適宜開催し、対象者を選定。（医療受診に至っていないなど医療要否意見書だけでは稼働能力を判断できない事例については稼働能力の判定・援助方針の決定も行う）
↓
⑤ 担当ケースワーカーは対象者に参加の意思を確認

○　**実施内容**

生活リズムを整え、社会参加を行うために居場所を設け日常生活安定や病状の安定・社会的自立を促すことを目的としている。個々の達成状況によっては、就労準備支援への移行も検討していく。園芸・手作業・パソコン操作実習・調理などのメニューを用意している。

3 特筆すべき点

○　対象者の決定前に必要に応じて対象者と臨床心理士との面談を行い、現状の詳細と今後の希望を伺うようにしている。

○　支援実施後には、受託者から参加状況の報告書の提出がありこれにより、対象者の状況を把握することができる。

○　本事業は、生活の安定と向上のため、社会的居場所を提供することを目的とするものであるが、本事業の参加による達成状況によって、就労準備支援への移行も見据えている。

個別支援プログラムの取組事例【社会生活自立①】

元ホームレス被保護者に対する自立支援

1 事業の目的

○　対象者がアパート等の居住生活を安定的に営めるように支援することで、再度、路上生活者に戻ることを防止する。さらには、健康で前向きな生活習慣を定着させ、医療扶助や介護扶助の軽減、就労自立による生活保護からの脱却を促すなど生活保護費を縮小させる。対象者宅訪問・講習会を実施。

2 事業の概要・スキーム

※**委託**により事業を実施

○　**支援内容**

①　訪問相談

▶生活保護担当課の指定した被保護者の居所を訪問し、ケースワーカーとの協議の上、以下の事項について相談等を行う。

・生活状況確認
・就労（意欲の喚起、就職活動等）
・生活習慣　　・社会生活
・金銭管理　　・健康管理
・口座作成　　・転宅支援
・講習会の説明及び参加勧誘
・就労体験会の説明及び参加勧誘

②　講習会の企画及び実施

▶居宅生活を営む上で必要かつ効果的な講習会を概ね１回あたり約10人の参加で月１回以上年間12回程度企画し、実施。

③　就労体験会の実施

④　就労支援

3 特筆すべき点

○　本事業は元ホームレスの被保護者に対する支援について、生活支援から就労支援に至るまで包括的に行っている。自治体と受託事業者が適切に役割分担を行い、連携し合っている。

○　生活保護担当課の職員及び受託者が構成員となる検討会を実施（年４回程度）し、自立した例、自立しなかった例を取り上げる。
このことにより、どのような支援が効果を上げ、どのような支援が効果的でなかったのかを地区担当員が把握することができる。

個別支援プログラムの取組事例【社会生活自立②】

生活保護受給世帯の中高生やその養育者に対する支援

1 事業の目的

○　各福祉保健センターに教育支援専門員を配置し、生活保護受給世帯の中高生やその養育者に対する、高等学校等に関する情報提供や進学に関わる各種貸付制度の案内や手続き支援を行う。また、不登校やひきこもり等の児童に対し各種相談機関の利用勧奨や連携した支援を行うことにより、将来的に自立できる力をつけられるよう支援することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

※**直営**により事業を実施

○　**支援対象者**
生活保護受給中の中学生・高校生・その養育者
（→原則、生活保護受給世帯で、世帯員に中学生、高校生がいる世帯は本事業の対象者となる。）

○　**支援内容**

- ■　**定期的な家庭訪問**（ケースワーカーの同行もあり）
- ■　**窓口での面接**
- ■　**高校進学に関する情報提供**
- ■　**進学についての意欲の喚起**
- ■　**各種貸し付けの情報提供**
- ■　**学習支援事業への参加勧奨**
- ■　**高校の進学状況の把握**
（高校の定着支援・中退防止）

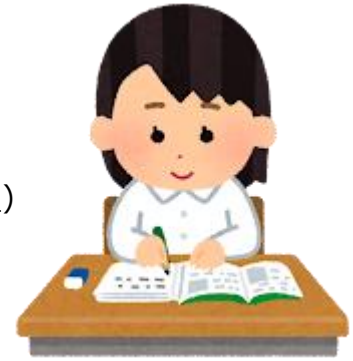

3 特筆すべき点

○　支援に当たる教育支援専門員は教育に携わっていた方々である。

○　教育支援専門員が会計年度任用職員で生活支援課に所属していることから、同専門員は、担当ケースワーカーと円滑に連携を図っている。

○　教育支援専門員は、学校や児童相談所などの関係機関とも連携を図り、対象者にとって必要な支援を行っている。

個別支援プログラムの取組事例【社会生活自立③】

若年層への自立支援

1 事業の目的

○　学業や進学の環境が十分に用意されていない子ども・若者やひきこもり・ニートなどの課題を抱えている子ども・若者を対象として、高校進学の促進や高校就学の継続、進路への支援を図っていくために、子ども・若者に寄り添う総合相談から地域に子ども・若者がありのままでいられる場を確保し、学習支援・学びなおし支援とともに、社会性や他者との関係を育む支援等を行いながら、個々の状況に合わせたきめ細かな支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

※**委託**により事業を実施

○　**支援対象者**

生活保護利用世帯及び生活に困窮する世帯の様々な課題を抱える若者（ひきこもり・ニートなどで課題を抱える者、母子世帯等で定時制及び通信制高校に籍を置く未就労の者、家庭環境に課題がある世帯の若者などで、主に１６歳から３０歳代）

○　**支援内容**

（１）社会参加支援

個別面談の実施、グループワーク（交流プログラム）の実施、自主活動プログラムの実施、協力事業所等の開拓、農業体験の実施、その他社会参加支援に係るプログラムについての調整を行う。

（２）学習支援

高校生などに対して学習支援・キャリアプランニング・社会性の育成・居場所の提供等の支援を行う。又、学力不足のまま卒業した若者への学びなおし支援を行う。

（３）就労に向けた支援

個別面談の実施、地域の協力事業所等との連携による職業体験の実施等

（４）生活自立支援

生活自立支援に係るプログラムの実施等

3 特筆すべき点

○　本事業では、各福祉事務所又は連携する機関との合意により、ひきこもり・不登校・高校中退者などの課題を抱える若者へのアウトリーチなどによる支援を行っている。支援を通じて関係機関等と連携している。

釧路市における自立支援プログラムの取組

○　釧路市においては、国の自立支援プログラム導入以来、様々な問題を抱える生活保護受給者に対し、経済的自立を目的とした就労支援のみならず、日常生活上の課題の解消や社会との繋がりを回復し、地域社会の一員として生活していくための支援など、その個々の状況に応じた個別支援プログラムを整備し、自立を促進。

○　具体的には、一般就労に向けインターンシップ事業や目的意識を持った求職活動等を実施するとともに、地域のNPO、一般社団法人、株式会社、医療機関、社会福祉法人、生活協働組合等様々な事業者と協力し、中間的就労や有償・無償のボランティア活動を行い、受給者の自尊感情の回復や居場所づくりに取り組んでいる。

就労支援プログラム

○　ハローワークとの連携や就労支援員による支援、また生業扶助や職業訓練機関を活用した資格取得、インターンシップ等就労自立に向けたプログラム

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
- 就労支援員による就労支援事業
- 生業扶助による資格取得プログラム
- 民間職業紹介活用プログラム
- 就労移行型インターンシップ事業

就労体験的ボランティアプログラム

○　中高齢者やひきこもり等で未就労期間が長期であること等の事情により、就労意欲に欠ける受給者を対象にボランティア活動を通じて社会参加と就労意欲の形成を促すプログラム

就労体験プログラム

○　様々な事情により、就労に不安を感じている受給者を対象として、授産施設等での生産活動を通じて、就労意欲の向上や自信の回復を図り、自立につなげるプログラム

日常生活意欲向上支援プログラム

○　日常生活の中で孤立しがちな受給者を対象に、NPO法人の協力を得ながら作業等への参加を働きかけ、他の受給者と交流する機会を設けることにより、日常生活への意欲向上を促すためのプログラム

その他のプログラム

○　上記のほか、多重債務の整理、DV被害者の安全確保や、将来的な自立に向けた支援等、様々な社会資源を活用したプログラム

- 多重債務者自立支援プログラム
- DV被害者自立支援プログラム
- 成年後見制度活用プログラム
- 精神保健福祉支援プログラム
- 整理収納プログラム
- 高校進学支援プログラム
- 生活困窮世帯等子ども学習支援事業

自立支援プログラム参加者の声

- これまで自分でハローワークに通っても仕事が見つからなかったけど、このプログラムで適職が見つかった。
- 今まで自分は働けないと思っていたが、就労支援のおかげで自分に合う仕事が見つかった。
- 自分は、年齢も高くて仕事は見つかるはずがないと思っていたが、就労支援で仕事に就くことができた。もう一度頑張ってみようと思う。
- ボランティアでは、いい汗をかいて清々しくとてもやりがいがあった。
- 週２回のボランティアのおかげで、就職することができた。社会復帰する第一歩だと思う。
- 初めは慣れなくて戸惑いもあったが、（病院ボランティア参加で）患者さんとお話するのが楽しみなりました。患者さんに言われた「ありがとう」という言葉はとてもうれしかった。
- 生活のリズムが出てきて体調が良くなった。

釧路市自立支援プログラムの変遷

就労支援プログラム開始（H16～）

就労支援員による就労支援事業（H16～）、生活保護受給者等就労自立促進事業（H17～）、生業扶助による資格取得プログラム（H18～）、民間職業紹介活用プログラム（H18～）が開始。

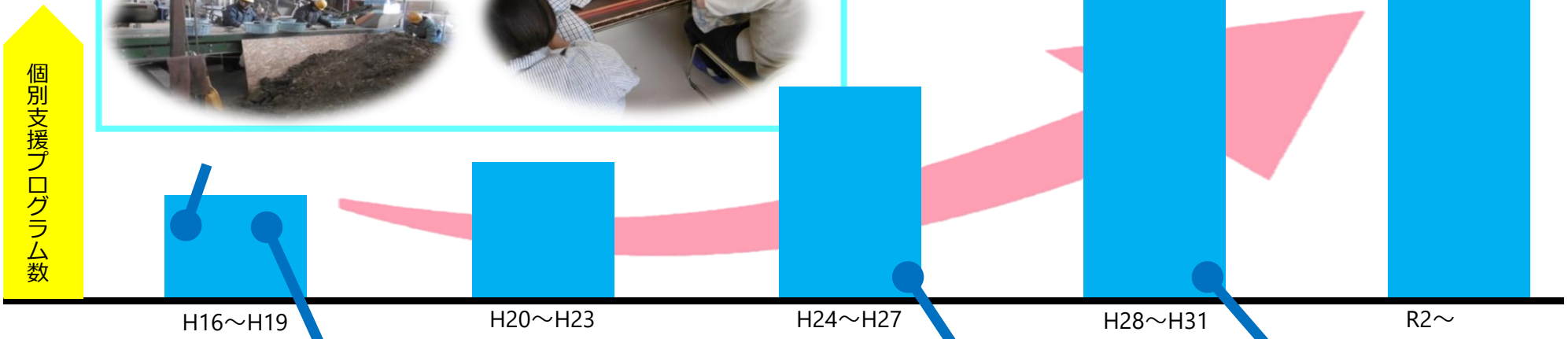

就労体験的ボランティアプログラム等　開始（H18～）

就労体験的ボランティアプログラム（H18～）、就業体験プログラム（H19～）、その他のプログラム（多重債務者自立支援プログラム（H18～）、DV被害者自立支援プログラム（H18～））等が開始。

その他のプログラムの拡充

精神保健福祉支援プログラム（H25～）、整理収納プログラム（H26～）ボランティアリーダー育成事業（H23~H27）
などその他のプログラムが開始。

日常生活意欲向上支援プログラムの拡充

地域活動支援センターによる意欲向上事業（H31～）開始。

生活保護受給者等就労自立促進事業

令和４年度予算額　74（83）億円

○　労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。
○　特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等により増加している生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

地方公共団体
（福祉事務所等）

支援対象者
- 生活保護受給者
- 児童扶養手当受給者
- 生活困窮者　　等

地方公共団体等関係機関と
協議会の設置及び協定の締結

○協定締結数　1,732（全市町村数1,741）
※ 締結率99%、未締結は東京都小笠原村など島嶼のみ。

都道府県労働局
ハローワーク

ワンストップ型の
就労支援体制の整備

常設窓口
212か所
（令和３年４月末現在）

毎日開設

巡回相談
819か所
（令和３年度実績）

毎週〇曜

就労支援メニュー
- **担当者制による支援**（キャリアコンサルティング、履歴書作成支援、面接指導、職業紹介等）
- **職業準備プログラムの実施**（職業準備セミナー、グループワーク等）
- **トライアル雇用の活用**
- **公共職業訓練・求職者支援訓練等の活用**

等

支援の流れ

① 地方公共団体からハローワークへ就労支援を要請

② 関係機関による就労支援チームを設置し、支援プランを作成

③ 支援プランに基づく各種支援を実施

就職・職場への定着

- 雇入れ**助成金の活用**
- 事業所訪問等による対象者や事業主に対する**職場定着支援**

就労による自立

被保護者就労支援事業について

○　被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第５５条の７に基づく必須事業。（平成２７年４月施行）
○　実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、ＮＰＯ等に委託可）
○　負担割合は、国３/４　都道府県、市、福祉事務所を設置する町村１/４　令和４年度予算：５５．７億円
○　就労支援員の配置状況：2,948名（令和４年３月現在）（配置目安はその他世帯１２０世帯に対して１名）
○　直営実施：81.8%　委託実施：13.1%　直営＋委託5.7%（令和４年３月現在）【出典：保護課調べ】

事業内容

＜就労支援＞

〇相談、助言
　被保護者の就労に関する相談・助言
〇求職活動への支援
　履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
〇求職活動への同行
　ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
〇連絡調整
　ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
〇個別求人開拓
　本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
〇定着支援
　就労後のフォローアップの実施

＜就労支援連携体制の構築＞

〇被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

（求人開拓等）
地域の情報（福祉ニーズ、地域課題等）の集約、新たな就労（個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所）の場の発掘を実施

（連携機関）
福祉事務所・相談支援事業所（就労支援員）、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援
就労　中間就労　就労体験

＜稼働能力判定会議等の開催＞

〇稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七　　保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

事業の流れ（イメージ）

アセスメント：自立阻害要因の把握 → 対象者の選定
個別シートの作成・見直し：支援方針の決定 → 説明と同意 → 具体的支援 → 支援状況の確認 → 支援終了

被保護者就労準備支援事業について

○　就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年４月９日社援保発0409第１号「被保護者就労準備支援事業(一般事業)の実施について」に基づく任意事業）
○　実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、ＮＰＯ等に委託可）
○　補助割合は、国２/３　都道府県、市、福祉事務所を設置する町村１/３　　令和４年度予算額：29.1億円
○　実施自治体数：327自治体（令和３年度実績）

事業内容

＜一般事業＞

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

＜就農訓練事業＞（平成28年４月より開始）

○　農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

＜福祉専門職との連携支援事業＞（平成29年４月より開始）

○　障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ（イメージ）

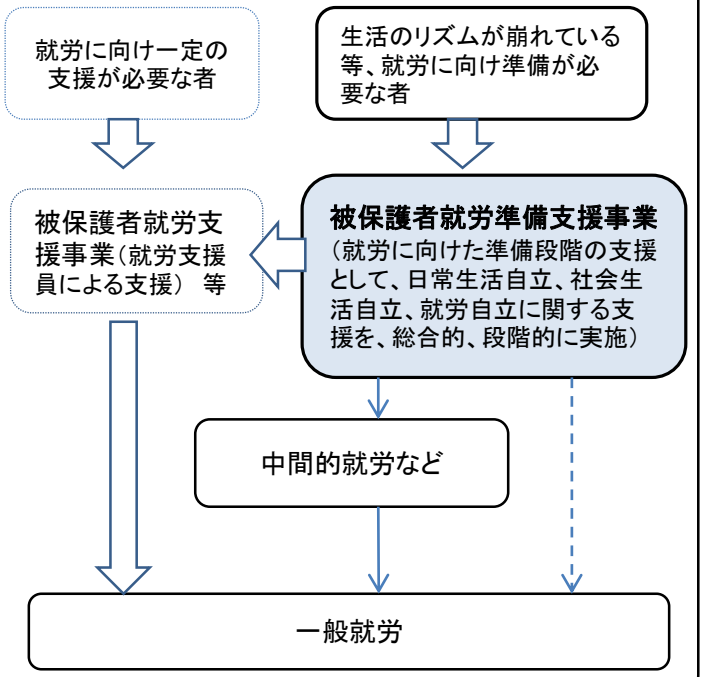

状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ　・セミナー　・グループワーク　・職場見学　・就労体験　・模擬面接　・ボランティア活動への参加　等

（生活・健康講座）

（農作業体験）

（封入作業）

（PC講座）

（就職面接等の講座）

被保護者家計改善支援事業について

○　世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）「被保護者家計改善支援事業の実施について」）
○　生活保護者受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
○　また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
※　別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
○　実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、ＮＰＯ等に委託可）
○　補助割合は、国２/３　都道府県、市、福祉事務所を設置する町村１/３ 令和４年度予算額：被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数
○　実施自治体数：７７自治体（令和３年度実績）

事業内容

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
（具体例）
- 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。
（具体例）
- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

実施方法

○生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
○改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

支援の流れ（イメージ）

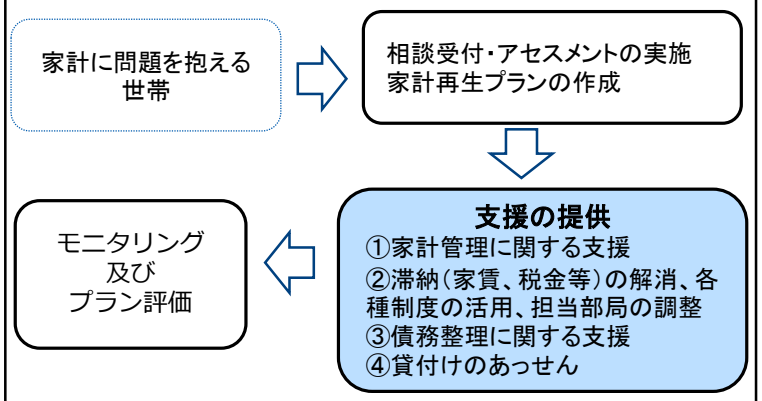

・家計表やキャッシュフロー表等の活用により、家計を「見える化」することで、家計の現状、見通しを具体的に示し、相談者自らが家計管理する能力を身につけるようにする。

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

○ 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。

○ 一方で、**多くの被保護者は、**医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、**多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、**医療と生活の両面から**健康管理に対する支援を行うことが必要**。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。

○ **令和３（2021）年１月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担**する。

※ 令和３年度の実施率（令和３年度交付決定ベース）は、67.1%。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

■ 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）

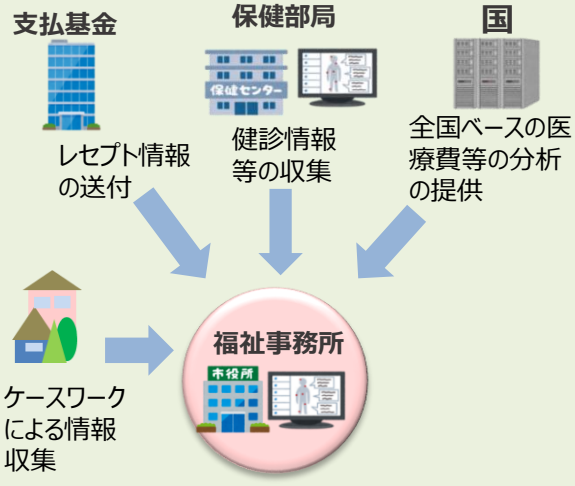

② 事業企画

■ 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～エから選択**

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

③ 事業実施

■ 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

■ 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

個別支援プログラム実施事業

○　自立支援プログラムを導入している自治体等のうち個別に事業化されている取組（就労支援事業等）以外の取組を支援するため、本事業を実施する。
○　実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、ＮＰＯ等に委託可）
○　補助割合は国１/２　都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、ＮＰＯ等に委託可）１/２
○　実施自治体数　６４自治体（令和３年度実績）　令和４年度予算額：被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数

事業内容

自立支援プログラムにおいて個別支援プログラムを整備し実施している事業。
（※）被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者就労支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業は除く（別途補助メニューあり）
実施内訳をみると、金銭管理に係る支援メニューが一番多く、その他具体的なメニューは下記の通り実施されている。

（具体例）
- 金銭管理支援事業
- 債務整理援助支援
- 高齢者に対する支援（単身高齢世帯の訪問、見守り、生活課題の解決）
- ひとり親家庭自立支援（生活状況、対人課題を把握し目標を設定）
- 中高生や養育者に対する支援（高等学校等の情報提供、各種貸付制度の案内）
- 元ホームレス自立支援（安定的な居住生活の維持、健康な生活習慣の定着）
- 若者自立サポート（ひきこもり、高校中退者への支援）
- 障害者等自立サポート（講座の開催等により日常生活や社会的自立に向けた支援）
- 外国籍の被保護者に対する自立支援（日本語習得支援、通訳の配置）

支援の流れ（イメージ）

日常生活自立・社会生活自立・経済的自立による個別支援プログラムの実施

下記メニューで実施

・被保護者就労準備支援事業
・被保護者家計改善支援事業
・被保護者就労支援事業
・社会的な居場所づくり支援事業

個別支援プログラム実施事業
・上記、個別の事業で対象とならない「個別支援プログラム」についてこの事業で実施対象とする。

被保護者の状態像に応じた支援メニューの実施が可能

金銭管理支援事業

高齢者の見守り

ひとり親自立支援

元ホームレス支援

中高生・若者自立支援

２．ケースワーカーの役割及び関係機関との連携について

ケースワーカーの職務等について（新福祉事務所運営指針（1971年）より）

○　現業員は、「新福祉事務所運営指針」（1971年厚生省）（以下、参照）によれば、「保護の要否および程度を判定するため調査、決定手続、被保護者の生活指導等きわめて重要な役割をになうもの」、「福祉事務所における活動の中核体」とされている。
○　現業員の職務内容としては、主として「保護の要否確認と措置決定に関すること」と「ケース処遇に関すること」に大別されている。（注：平成20年度より「処遇」は「援助（支援）」という用語に変更している。）

第１章　生活保護法の運営
第１節　生活保護行政と福祉事務所
３　対象の変化
　生活保護制度は、法施行以来、20年を経過し、この間、制度の基本的な仕組みには何ら変更が加えられていない。しかしながら、経済社会情勢の変動に伴う国民生活の向上、変化に即応して、保護基準や具体的な運用面の改善が行なわれている。また、社会福祉、公衆衛生各法の充実など他制度との関連で生活保護の果たすべき役割も変化を遂げつつある。とくに最近の経済成長に伴う雇用機会の増大、賃金の上昇といった要因が稼働能力のある被保護者層に好影響を与え、被保護世帯から自立していくことになり、被保護者層の大半は老人、母子、障害者、傷病者など稼働能力のない世帯で占められるようになった。このような被保護世帯の質的変化という生活保護制度の直面している新しい事態に対処し、被保護世帯の適正な処遇を確保するため積極的に対応していくことが求められているのである。従って、次節以下に述べるような要領に基づき、迅速、的確な事務処理が行なわれること及び必要に即して適切なケースワーク活動が行なわれることが生活保護法の目的達成のために重要なことを理解し、福祉事務所の組織的、能率的な運営が確保されるよう努力しなければならない。
第２節　職員の職務内容
３　現業員
　現業員は、査察指導員の指導監督のもとに、保護の決定実施面においては、保護の要否および程度を判定するため調査、決定手続、被保護者の生活指導等きわめて重要な役割をになうものであり、福祉事務所における活動の中核体である。
　現業員は、このような使命を体し、社会福祉行政の理念、公的扶助運営等の正しいあり方を身につけ、かつ社会的に弱い人々の自立更生に奉仕するという至純な情熱と積極的な意欲をもって、それぞれの要保護者の個別的需要とその人間性、行動、欲求等の特性をも正しく理解し、公的扶助施策がその本来の趣旨に沿って十分な機能を果たしうる積極的な実践活動をしなければならない。（略）
(1) 保護の要否確認と措置決定上の留意点
　保護は法令および取扱指針の示すところにより適法に、かつ合理的な手続によって行なわれなければならない。そのためには、保護の受給要件に関する調査とこれに基づいて行なう決定手続について、次に掲げる点に十分に留意する必要がある。
ア　保護の要否および措置の決定に必要とされる確かな事実と証拠をつねにもれなく把握しなければならない。
イ　調査によって集めた情報、資料につき慎重な検討を行ない、資料と生活事実との相互関係およびその意味合いを吟味し要保護者の需要を性格に測定すること。
ウ　情報、資料は、定められた様式と手続により重要度を考慮して論理的、系統的に集録する。
エ　要保護者の需要に即して適法な措置を迅速にとること。
(2) ケース処遇上の留意点
　ケースの処遇にあたっては、経済的困窮を軽減するために給付を単に事務的に行なうということにとどまらず、要保護者の感情、欲求等情緒的な側面についても常に関心を払い、その精神的安定と自主独立に貢献するような配慮をもって取扱うことが要請される。個々のケースの取扱い過程で留意すべき点は第４節で述べることとする。
(3) 現業員の業務
　現業員の業務は、保護の申請があった場合はもとより保護を継続する過程において大別して次のような業務を行なうものである。
ア　要保護世帯について、保護の要否（継続の可否）、程度および方法の決定に関する事実と証拠を調査すること。
イ　調査に基づいて、保護決定手続に必要な事務処理を行なうこと。
ウ　対象ケースに対して指導助言および必要な便宜を供与すること。これらの業務の具体的な進め方については４節において詳述することとする。
(4) 事務処理要領（手順）　（略）

ケースの処遇について（新福祉事務所運営指針（1971年）より）

○　ケースの処遇に関して、「新福祉事務所運営指針」（1971年厚生省）（以下、参照）によれば、ケースの処遇方針をたてる際に、「実施機関として提供できる給付」のみならず「その他サービスの内容、方法、時期等について具体的な方針を決定」するとされている。

第６節　ケースの処遇

（略）

１　ケース取扱いの基本的態度

生活保護制度は、周知のとおり第一義的には生活に困窮する者に対し最低生活を保障することにあるが、単に経済的給付を行なうだけでなく、その自立を助長するという目的をも達成するよう運用されなければならないものとされている。

前者は、制度の社会保障的側面であり、後者は社会福祉の側面をあらわすものといえる。

最低生活の保障とともに自立の助長ということを制度の目的の中に含めたのは、人はすべてそれぞれ何等かの自主独立の可能性をもっているから、その内在的可能性を発見し、それを助長、育成し、その人をしてその能力にふさわしい状態において社会生活に適応させることが、真実の意味において生存権を保障するゆえんであるという理念に基づくものである。

（略）

３　ケース処遇の方針

(1) 処遇方針のたて方

ケースによっては適正な資産調査が行なわれるならば、経済的給付のみを提供すれば保護の目的を達成できるものもあるが、一般的には次に述べるような方法で処遇方針を決定することとなる。

ア　面接や調査によって得られた資料の中から保護の目的にてらしそのケースの処理上意味のある事実を吟味して選択する。

イ　選択された事実関係から、保護を受けるに至った原因、問題解決に対して対象者が現在まで試みた努力、今後の問題解決についての本人の意志、能力および利用できる社会資源等を検討し、<u>今後において実施機関として提供できる給付およびその他サービスの内容、方法、時期等について具体的に方針を決定</u>する。

ウ　以上の過程において査察指導の機能が働くが、複雑、困難な問題をもつケースについては、ケース診断会議にかけて方針を定めることとなる。

エ　新たに保護が開始されたケースについては、保護決定時までに一応の処遇方針を定めることを原則とし、後に新たな事実が発見された場合は、その都度方針を修正することとする。

また、保護継続中のケースについては常に対象者の生活実態を把握し、事態の変化に即して処遇方針を変更して行くこととなる。

なお、長期保護継続ケースについては、処遇方針が惰性化しがちであるが、これを防止するために定期的に処遇方針の点検を行なうことが必要である。

４　処遇方針を立てるための指針

処遇方針をたてるにあたってまず着眼すべき点は、世帯の自立阻害要因は何か、そして、その阻害要因を克服し、世帯の社会的機能を高めるために対象者は何を欲しており、福祉事務所としては何を提供することができるかということである。そのためには、世帯の状況について十分な理解をもつことが前提となるが、とくに、次の点についてその事情を把握し、これに対する方策を立てることにより、適切なケース処遇の実現に近づくことができるであろう。

(1) 最低生活の維持に必要な物的条件
(2) 健康の状態および保健衛生の状態
(3) 就労条件および就労能力
(4) 社会的接触の度合いおよび社会的活動
(5) 児童に関する問題
(6) 対象者の感情と行動の適応状態
(7) <u>社会資源の活用状況</u>

（後略）

関係機関との連携について

○　生活保護制度においては、要保護者の発見・連絡、保護申請時、保護受給中、援助方針の樹立及び変更において、民生委員を始めその他関係機関との連携を図っている。その一つとして、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」（平成15年 社援保発第0331004号）別紙において示している主な内容は、以下のとおり。

	主な内容
要保護者の発見・連絡	○**民生委員等の関係機関**に対し、生活保護制度の概要及び相談窓口の周知や関係機関が生活に困窮する者を発見した際の対応に係る協力依頼を行う。
保護申請時	○保護申請中の世帯の生活実態調査の実施にあたって、**民生委員**に対し以下の事項の報告を協力依頼を行う。 ・当該世帯への生活状況 ・当該世帯への援助の有無とその内容（生活福祉資金の貸付、高齢者等に対する介護等） ○生活保護法第29条に定める資産や収入に関する調査が、常に迅速かつ円滑に行われるよう**関係機関（税務部局、年金事務所、公共職業安定所、労働基準監督署、運輸支局、金融機関・保険会社、雇用主**等）に協力を求める。
保護受給中	○保護の申請者は、保護の開始が決定された後、以下の手続きをとる必要があるため、当該手続きに遺漏がないよう、本人に対し助言指導するとともに、**関係機関**に対して連絡をとる。 ・**社会保険部局等**　国民健康保険：被保険者証の変換 国民年金：法定免除の手続 介護保険：介護保険料の代理納付 ・**小学校、中学校**　教育扶助の適用による教材代等の支払い方法の変更の連絡
援助方針の樹立及び変更	○被保護世帯の自立に向けて援助をするためには、あらかじめ援助方針を樹立するとともに適宜当該世帯の状況の変化に併せて、その内容の変更を行う必要があるため、必要に応じて、**民生委員等の関係機関**から必要な事項等について情報提供を求める。 ○被保護世帯に係る援助方針の樹立及び変更を行った場合は、**民生委員**に当該援助方針を周知するとともに、必要に応じ、継続的な生活指導への協力及び生活状況への変化が生じた場合の情報提供を求める。この点に関し、関係機関との連携の主な例は以下のとおり。

関係機関	主な内容
民生委員	被保護世帯に対する訪問活動の際の情報提供を依頼
保健福祉部局	高齢者、障害者その他保健福祉施策の援助が必要な者について、障害の状況、利用している施策及び利用可能な施策等の情報提供を依頼
公共職業安定所	求職活動の状況について、求職の登録状況、紹介実績、面接等の結果の情報提供を依頼
児童相談所	児童虐待の事実や疑いがある場合、その被害を受けている子どもや親に対する援助方針についての情報提供を依頼

関係機関	主な内容
配偶者暴力支援センター	一時保護所や民間シェルターへ入所している際の生活保護の適用やそこから居宅での保護に変更する際に必要な敷金等の認定等に必要な情報提供を依頼
小学校、中学校	児童虐待の事実や疑いがある場合、その被害を受けている子どもについての情報提供を依頼
介護支援専門員	居宅介護支援計画や給付管理についての情報提供を依頼

生活保護における相談対応の手引き（平成21年３月）（抜粋）

○　生活保護業務に携わる職員が、福祉事務所の窓口や訪問調査活動において、相談者に対して状況や場面に応じた適切な対応をするために円滑なコミュニケーションのための知識や技術を身に付けることを目的として、生活保護における相談の手引きを作成。
○　この手引きにおいて、多様な関係機関との良好な関係づくりがよりよい援助を行っていく上で不可欠なものとして、いつでも相談し協働できる環境を整備する必要性等を示している。

はじめに

生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障する制度です。同時に、生活、医療・介護、住宅、教育、就労といった人間の生活全般を総合的にその守備範囲として、他の社会保障制度の不足部分や制度間の谷間を補っています。

このように、生活保護制度は、国民に最終的な「安心」を保障する、最後のセーフティネット（安全網）としての役割を果たしてきました。

しかし、今日の国民生活を取り巻く現状は、産業構造の変化、技術革新や情報革命、雇用の流動化、家族形態の変貌など、生活保護制度の創設当時とは大きく異なってきています。

このような状況を背景に、今日の保護世帯は、高齢者世帯、傷病・障害者世帯に加え、母子世帯や精神疾患等による社会的入院、ＤＶ、虐待、多重債務、ホームレス経験を有するなど、多様な生活課題を抱える世帯が増えており、また相談に乗ってくれる人がいないなど社会的なきずなが希薄な状態にあると言われています。

このように、被保護世帯、被保護者の抱える生活上の問題が多様化していることに対応して、相談者に対応する職員には、一人ひとりの相談を真摯に受けとめ、個々の状況やニーズに即した適切な対応を行うために、円滑なコミュニケーションのための知識や技術の必要性が従来以上に高まっています。

第２部　精神疾患を有する方への対応

２）組織的対応と関係機関との連携

多様な関係機関との良好な関係づくりは要保護者にとってよりよい援助を行っていくうえで不可欠なものです。

庁内の高齢・障害等の福祉サービス担当部署、保健所、国民健康保険・国民年金係、戸籍係等の部署はもちろん、地域にある医療機関、社会福祉施設、介護保険等のサービス提供事業所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関の中で、日ごろから電話でやり取りすることが多い機関については、できるだけ早い時期にその所在地と担当者を把握し、必要に応じて対面コミュニケーションや定例会議を持ち、いつでも相談し協働できる環境を整えておく必要があります。また、これらの環境づくりはケースワーカー個人としてではなく、査察指導員や管理職も巻き込んだ組織的な取り組みにしておくことが極めて重要です。

被保護者の抱える課題について

被保護世帯の抱える課題は多岐にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながったケースに関するアンケート調査では、複数の課題を抱える世帯が半数を超えている。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった
代表的なケースの特徴（回答のあった448例について集計）

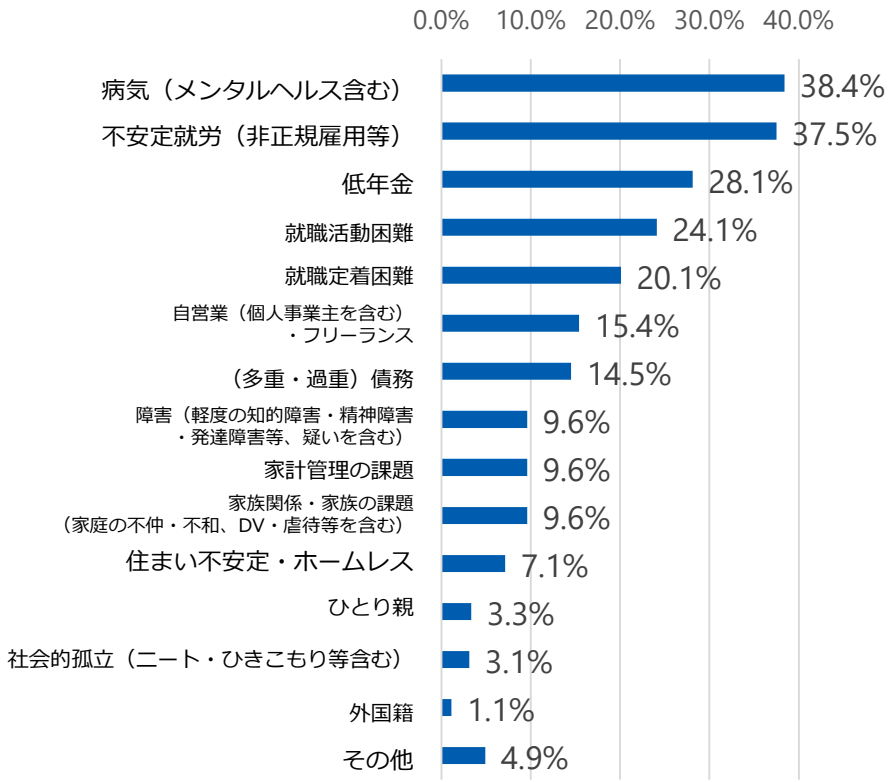

左の各項目の該当個数

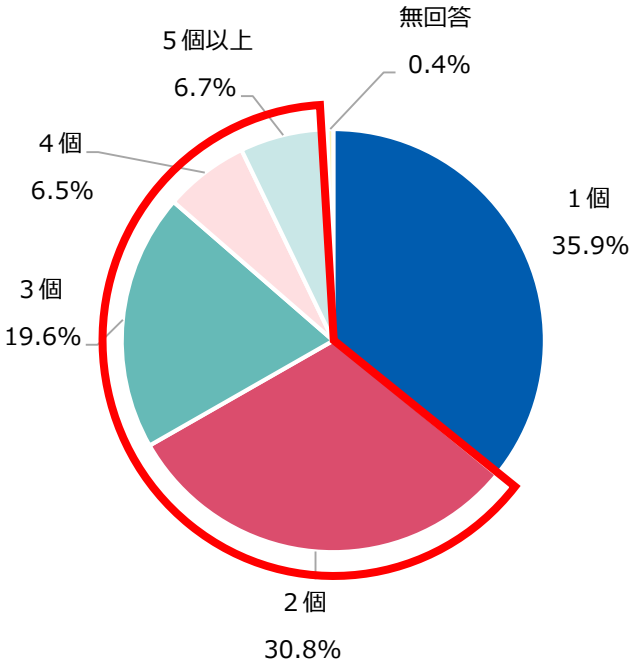

※　令和３年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※　福祉事務所に対し、新型コロウイルス感染症の影響により生活保護の申請につながった代表的なケースをイメージして１事例を選んでいただき、調査票への回答を依頼。「相談者の特徴（家族が抱える（世帯としての）特徴含む）」として、あてはまるもの全てを選択する形式で回答。

関係機関との連携にあたっての課題
（平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」報告書）

関係機関と連携する上では、「業務範囲外のこともケースワーカーに押し付けられる」ことや「役割分担、支援方針の考え方や違いの調整」が必要になること、「個人情報、プライバシー、守秘義務への対応」が必要になること、「連携機関間での押し付け合いになる」等の課題があることが指摘されている。

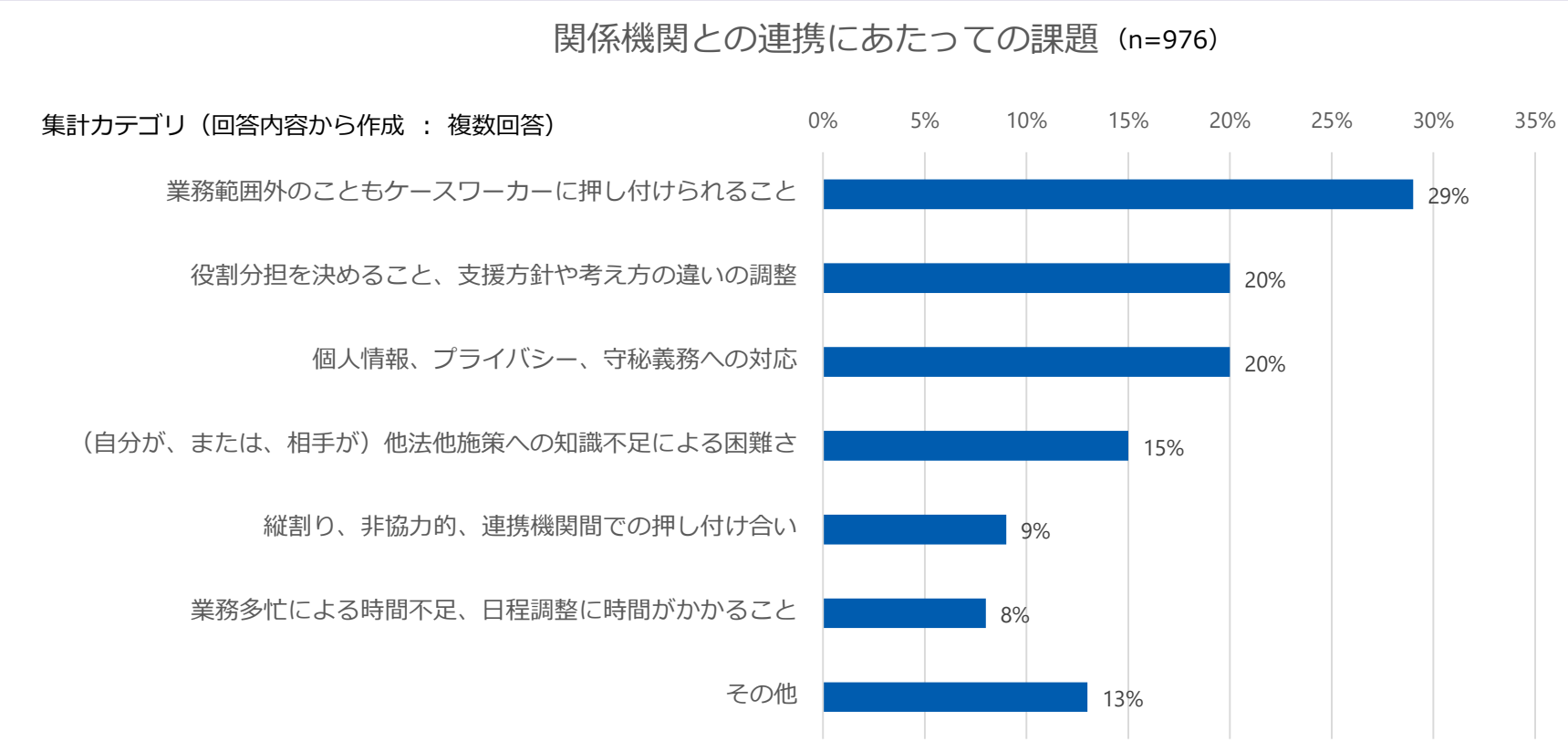

※　平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」（一般財団法人日本総合研究所）報告書より

※　全国の福祉事務所の現業員（各福祉事務所ごと３名ずつ）を対象に、アンケート調査を実施。
「他機関・団体等との連携を行う上で困難さを感じることがあれば、下欄にご記入ください」という質問項目についての回答内容をカテゴリ化し集計（複数回答）。

２．関係機関と連携した包括的な自立支援について①

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理より一部改変

現状と基本的な方向

- 被保護者への自立支援については、平成17年より、自立支援プログラムが導入され、経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的として各種取組が行われてきた。
- 平成25年法改正により就労支援事業が法定化、その後、就労準備支援事業や家計相談支援事業（現行：家計改善支援事業）が予算事業化、平成30年法改正により健康管理支援事業が法定化され、福祉事務所においては、これらの事業の活用による自立支援の取組が行われてきている。
- 被保護者の抱える課題が多様化する中でケースワーカーを中心に包括的な自立に向けた支援を行っていくため、自立支援プログラムによる実施状況等も踏まえ、複数の関係機関による支援を必要とする被保護者について、ケースワーカーと各事業の実施者や関係機関とが、自立支援に係る計画の策定等を通じて役割分担を明確にし、緊密に連携を取りながら支援に取り組んでいく仕組みや、生活困窮者自立支援制度とのより一層の連携のための方策が必要である。

２．関係機関と連携した包括的な自立支援について①

生活保護制度に関する国と地方の実務者協議 これまでの議論の整理より一部改変

具体的な議論

（ケースワーカーに求められる役割）

- ケースワーカーには、被保護者へのアセスメントを行い、必要な社会資源を組み合わせて支援していくコーディネーターのような役割が求められている。
- 一方で、就労支援事業等を行う事業者等が担う業務範囲が広くなり、ケースワーカーの経験・専門性が不足している場合がある。
- 多様な課題を抱える被保護者への対応に係る理念として、自立支援プログラムにおける就労自立、社会生活自立及び日常生活自立の考え方を法律等において位置づけることが考えられる。

（関係機関との連携）

- 関係機関から被保護者への支援はケースワーカーの役割と認識され、関係機関の対応が消極的となり、連携がうまくいかないという課題がある。
- 関係機関との連携のためには、例えば関係機関の役割を確認するため、会議体において調整を行った上で、自立支援に向けた計画を作成する仕組みを設けるなど、何らかのかたちでのしかけ作りが必要。その一方で、福祉事務所で組織的に対応することにより現状でもうまく連携できており、新しい仕組みを作る必要はないという意見もあった。
- 連携のための会議体を設置するにあたっては、会議開催のための調整業務・関係者の制度理解の醸成等の対応が生じることに留意が必要である。また、生活困窮者自立支援制度に基づく支援会議等、他制度における同様の会議体が設置されている場合は、その仕組みを活用することや、福祉事務所が上記の自立支援に向けた計画を作成するにあたって助言を受けられるよう、嘱託職員の配置を促進することも考えられる。

（各種自立支援関係事業の制度上の位置づけ）

- 予算事業となっている各種事業について、取組を広げるためには法定化する必要があると考えられる。ただし、社会資源・対象者が限られる小規模自治体も考慮すれば、必須化は時期尚早と考えられる。

特に御議論いただきたい事項

（自立支援プログラムについて）

○　自立支援プログラムによる被保護者に対する自立支援について、平成17年の導入以降17年が経過したところ、その間、個別支援プログラムにより行われてきた取組が就労支援事業など個別に事業化されてきている中で、自立支援プログラムによる取組をどのように評価し、また課題をどのように考えるか。

○　自立支援プログラムにおいて、経済的自立のみならず、日常生活自立・社会生活自立の観点から、ボランティア、就労体験、日常生活意欲向上などきめ細かな取組や、高齢者、ひとり親、中高生・養育者、元ホームレス、若者（ひきこもり、高校中退者）など属性ごとの課題に応じた多様な取組が行われている自治体もある中で、地域の実情に応じて、きめ細かな取組や多様な取組を一層進めることにあたっての課題をどのように考えるか。

（ケースワーカーの役割について）

○　被保護者の抱える課題が多様化する中で包括的な支援が求められるが、改めて、ケースワーカーの役割をどのように考えるか。

○　また、自立支援プログラムにおいて、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立という自立の概念を掲げているが、多様な課題を抱える被保護者に対する支援を行う上で、ケースワーカーがこれらの自立の概念に基づき支援を行っていくことを徹底するために、どのようなことが考えられるか。

（関係機関との連携について）

○　関係機関との連携については、多様な課題を抱える被保護者への支援にあたって不可欠である一方、課題等がある状況も踏まえ、その改善・強化をしていくために、福祉事務所と関係機関との役割を明確にすることや情報共有をより適切に進めて行くことについてどのように考えるか。

○　そのための方策について、関係機関との間で支援の調整を行うための枠組みや自立支援を計画的に行うための方策など、制度上どのようなことが考えられるか。